

において十二月から正常な授業を開始した。その後三十二年五月、仮校舎敷地(五一〇三坪六四、建坪二五四五坪)は、同校の直接管理するところとなり、十一月から盲学科校舎の建築にとりかかった。

この建築は、第一棟鉄筋二階建て一九教室、第二棟鉄筋三階建て六教室、木筋平や六室で、三十三年四月に完成の見込みである。

盲ろう教育に関する研究会は、つぎのとおりである。

1 口話(こうわ)教育講習会

## 第四章 社会教育

### 第一節 戦後の十二年をかえりみて

#### 県費における変遷のあと

左表を見ていただきたい。これが県費における社会教育費の足跡である。

額面の上からいうと、昭和二十五年を頂上にして、そこから下降し始め、遂に昭和三十一年度におよんで、そのどん底に達する。県民一人あたり一円六〇銭足らず、これで社会教育行政・文化振興・文化財保護等、なんでもやれというのである。

県の教育費は九五%から九六%まで人件費だという。物価指数に比例してこの給料はだいたいにおいて上昇しているの

時 三十二年七月二十二日  
所 郡山盲ろう学校

主催 県教委事務局  
講師 川本宇之介氏(元東京教員ろう学付属盲ろう学校校長)

参加者 各盲ろう学校ろう学科教員

2 盲ろう教育研究会

時 三十三年二月一日

所 郡山盲ろう学校

主催 福島県盲ろう教育研究会

(後援県教委事務局)

主題 (1) 三十二年度努力事項の反省  
(2) 三十三年度教育計画について

て

なお、盲ろう学校教員の研修についてふれてみたい。三十二年度は、各学校とも教育課程の整備に全力をあげ、これに関連して活発な校内研修が行われた。この仕事は、少なくとも三年間くらい継続し、充実した内容のものにしたい。つぎに盲ろう学校教員の専門教養については研修の機会が非常に少ないので、県教委事務局としては三十二年度の口話教育に引続き、毎年この種の研究会、講習会を開催、できれば単位付与(免許状関係)の措置をすることが要望されている。

第一期 一九四六(一九四八(発芽期)

(昭・21) (昭・23)

第二期 一九四九(一九五一(陶酔期)

(昭・24) (昭・26)

第三期 一九五二(一九五四(動揺期)

(昭・27) (昭・29)

第四期 一九五五(一九五七(沈滞期)

(昭・30) (昭・82)

この十二年間を人間にたとえて見ると、第一期は乳児期・第二期は少年期・第三期は青年期・そして第四期は人生のなかでもっとも長い期間を保つべき壮年期を飛び越して、一度に老衰期に入っている。なぜ、こういふふうに分けるか、という理由について詳説する余裕はない。しかし、このことは日本という社会の

変化にともなう変化であるには間違いない。第一期は敗戦から教育委員会が誕生する昭和二十三年の末まで、第二期は新しい新育委員会が組んだ予算で発足し、その年には社会教育法が誕生した。昭和二十六年は、大さわぎを演じて結んだサンフランシスコ平和条約・社会教育の面では社会教育法が改正されて、あらたに第二章に社会教育主事および社会教育主事補の制度が確立された。第三朝は曲りなりにも独立できた日本が、国政にも県政にもチグハグな足どりを示す。当初予算などは、県費に限る限り、単に紙に描かれた文字に過ぎない。昭和二十九年、遂に課員は二十二名に減る。第四期というのは、赤字県を大ツピラにして、社会教育施設を市町村とともに造っていくという仕事を、当初予算の中から完全に取り除いた時期であり「環境整備」という社会教育行政の本質を投げ出さざるを得なくなった。

こういふ変化にもかかわらず、市町村の社会教育費は徐々に増え、昭和二十五年度を一〇〇とする県全体の社会教育費に対して、もっとも低い数字を示すだろうと予想される昭和三十一年度において、一五四という数字をあらわしている。このことは市町村の社会教育費が、決して県のように下降しているのではないという事実を物語る。